

生活福祉資金 貸付制度の ご案内

低所得世帯、障害者世帯、
高齢者世帯に対し、
資金の貸付を行うことにより、
経済的自立及び生活意欲の
助長促進を図ることを
目的とした貸付制度です。



生活福祉資金とは？

生活福祉資金とは、低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸付と民生委員および社会福祉協議会とが必要な援助指導を行うことによって、その経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や

社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的とする貸付制度です。

制度の特長・基本事項とは？

● 民生委員が援助活動をおこないます

世帯の生活の安定を図ることを目的に、お住まいの地域を担当する民生委員が相談から申込み、返済(完済時)に至るまで、様々な過程で継続して援助活動をおこなっていきます。

● 他制度が優先です

この資金は他制度の利用が困難な場合に貸付をおこないます。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となりますので、お申込みの際に他制度の利用の可否について確認させていただきます。



● 所得基準を設けています

この資金では対象世帯(低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯)ごとに所得基準を設けています。世帯の所得が多い場合は貸付対象にならないことがあります。

● 返済義務をともなう貸付制度です

この資金は貸付制度であり、返済していただく義務があります。このため貸付金の利用目的だけでなく借受人、連帯借受人および連帯保証人の返済能力も含めて審査をおこないます。申請内容によっては貸付に至らない場合もあります。

貸付制度を利用できる世帯とは？

対象世帯	内容	所得基準
低所得世帯	貸付と必要な援助指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難な比較的所得の少ない世帯	世帯の所得が生活保護基準の1.7倍以下
障害者世帯	身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯	世帯の所得が生活保護基準の2.2倍以下※
高齢者世帯	日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯 ※療養または介護を要しない場合は該当しません	世帯の所得が生活保護基準の2.2倍以下

※障害者自動車購入費の場合、世帯の所得が生活保護基準の3.0倍以下

借受人、連帯借受人、連帯保証人について

● 借受人(借入申込者)・連帯借受人

65歳以下の方とし、原則世帯主を借受人とします。また、「技能習得費」「支度費」「修学資金」は実際に技能を習得する方・就学する方を連帯借受人とします。(未成年者の場合)

なお、連帯借受人が未成年者の場合は法定代理人(親等)の同意が必要です。また、65歳以上の高齢者の場合は連帯借受人を立てていただくことで借受人になることを認める場合があります。このほか、借受人の返済能力

が低いと見込まれる場合(収入がない、もしくは少ない等)にも連帯借受人が必要です。

● 連帯保証人

お申込みの際、連帯保証人が1名以上必要です。連帯保証人は原則として岐阜県内に居住する65歳以下の方とし、返済完了時点まで保証能力を有している必要があります。ただし、県内居住者が設定できない場合に限り県外の方も認めています。

生活福祉資金貸付条件等一覧



資金の種類	貸付対象			貸付限度額	据置期間	償還期限	備考
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯				
更生資金	生業費	○	○	低所得世帯 2,800,000円以内	12月以内	7年以内	
				障害者世帯 4,600,000円以内	18月以内	9年以内	
	技能習得費	○	○	低所得世帯 1,100,000円以内	1年以内	8年以内	
				障害者世帯 1,300,000円以内			
福祉資金	福祉費	○	○	○	500,000円以内	3年以内	住宅の増築・改築・補修費用の場合は、貸付限度：2,500,000円以内、償還期限：7年以内。
	障害者等福祉用具購入費	○	○	○	1,200,000円以内	6月以内	
	障害者自動車購入費	○	○	○	2,000,000円以内		
	中国残留邦人	○	○	○	4,704,000円以内	10年以内	
修学資金	修学費	○			卒業後 6月以内	15年以内	無利子。 高等学校には、専修学校高等課程を、短期大学には、専修学校専門課程を含む。
	就学支度費						
療養・介護等資金	○	○	○	1,700,000円以内	6月以内	5年以内	無利子。 負傷又は疾病の療養をしている期間(療養期間)が1年を超え1年6月以内の場合、又は介護給付の対象となる介護サービスを受ける期間(介護サービス受給期間)が1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立のために必要と認められるときは2,300,000円
緊急小口資金	○			100,000円以内	2月以内	8月以内	50,000円以下の場合、償還期限：4月以内。
災害援護資金	○			1,500,000円以内	12月以内	7年以内	災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

更生資金

- 低所得者世帯
- 障害者世帯

生業費

生業を営むのに必要な経費

技能習得費

生業を営み又は就職するための知識・技能を習得するための必要な資金及びその技能習得期間中の生計の維持をはかるために必要な経費

福祉資金

- 低所得者世帯
- 障害者世帯
- 高齢者世帯

福祉費

結婚、出産、葬儀、転居、就職時の支度の経費
住宅を増築・改築・補修・拡張するために必要な経費

障害者等福祉用具購入費

障害者や高齢者が、日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に必要な経費

障害者自動車購入費

障害者または障害者と生計を同一にする者が日常生活の便宜を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費

中国残留邦人等国民年金追納費

国民年金保険料の追納に必要な経費

修学資金

- 低所得者世帯

修学費

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校(高等家庭・専門課程)へ修学するための授業料等に必要経費

就学支度費

修学資金の貸付対象となる学校への入学に際し、その支度のための必要経費

療養・介護等資金

療養費 ●低所得者世帯 ●高齢者世帯

低所得者世帯、高齢者の負担又は疾病の療養及びその療養期間の生計を維持するために必要な経費

介護費等 ●低所得者世帯 ●障害者世帯 ●高齢者世帯

介護保険の対象となる介護サービスや障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費

緊急小口資金

- 低所得者世帯

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合必要な少額の経費

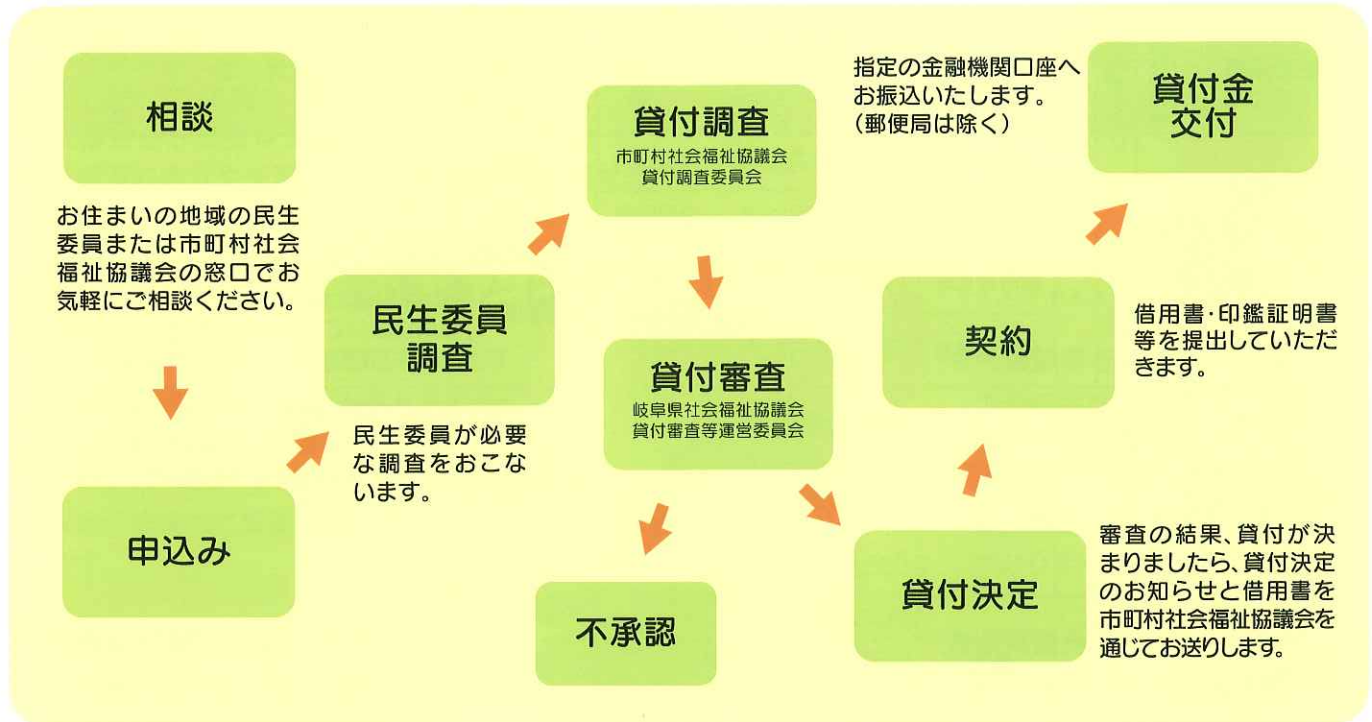
- 医療費または介護費の支払い
- 給与等の盗難・紛失
- 火災等の被災
- 年金、保険、公的給付等の支払い開始までに必要な生活費
- 会社からの解雇、休業等による収入減(※就職後の初任給までのつなぎ)
- 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いによる支出増
- 事故等により損害を受けた場合による支出増
- 社会福祉施設からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支出増

災害援護資金

- 低所得者世帯

火災や風水害等の災害で住居や家財等が被害を受けた場合、家財道具の購入やその修復等に要する経費

申込に当たってご注意いただくこと



返済(償還)について

- 原則、口座振替により、月賦償還でご返済していただきます。端数は最終回で調整します。
- 有利子の資金は元利均等償還(総利子額を償還回数で割り返した金額を毎月返済)となります。
- 最終償還期限を過ぎた場合、残元金に対して年利

10.75%の延滞利子が加算されます。

- 返済にかかる手数料(口座振替手数料、振込手数料)は借受人側で負担していただきます。



申込に当たってご注意いただくこと

- 借り入れのご相談・申込みはお住まいの市町村社会福祉協議会または民生委員が窓口となります。
- ご相談・申込みを進める際、貸付事業を円滑に実施することを目的に、必要の範囲内で個人情報を取得・利用します。
- 申込みの際は借入申込書のほか、住民票、収入を証明する書類、必要経費が確認できる書類、その他資金種類ごとに必要となる書類を提出していただきます。
- 支払い済みの経費は理由にかかわらず貸付対象外です。また、貸付決定が出る前に注文・契約・購入・納品・転居等を済ませている場合も貸付対象外となります(葬祭費における注文・納品および就学支度費における制服等の注文は

除く)。後日、貸付決定前に支払いを済ませているあるいは注文済み等の事実が判明した場合、貸付決定を無効とし、貸付金交付後であれば直ちに金額一括返済していただきます。また、貸付金を目的外に使用していることが判明した場合も同様に一括返済となります。



- 他の負債の支払いに充てることを目的としている場合や借り換えに当たる場合も貸付対象外です。

※本パンフレットに記載されている事項以外にも資金種類ごとに条件等があります。市町村社会福祉協議会で確認してください。

相談、問い合わせは
お住まいの市町村社会福祉協議会へ

社会福祉法 人 **岐阜県社会福祉協議会**
〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 TEL.058-273-1111(代表)

お問い合わせは